

2004年9月22日

厚生労働大臣  
坂口 力 殿

働くもののいのちと健康をまもる全国センター  
理事長 福地 保馬

## 労働保険審査会の運営改善について要請

日頃の厚生労働行政のご努力に敬意を表します。

近年の労働保険審査会における審理進捗状況は深刻な事態です。

第1に、事案の処理にますます時間がかかっています。毎年約500件余の再審査請求がされているのに対し、審理件数および裁決件数がこれに遙かにおよばず300件余にとどまっています。その結果、平成15年末には、これまで積み残し処理されないままになっている事案が1,234件におよんでいます。

再審査請求から裁決までの期間は、公開審理までに期間および公開審理から裁決までの期間の延長に伴っており、労働基準監督署長に対しての労災申請からの期間を含めると、実に気の遠くなるような時間がかかっています。「迅速、かつ公正な」救済を図る目的をもつ労災保険制度の趣旨に反する実態です。このような事態は、多くの被災者が、労災補償を請求し、救済される権利を奪い、労災認定を再発予防のための職場改善につなげるという機を逸するものといわざるを得ません。

第2には、山積みになっている案件を「処理」することに急で、実質的な審理が十分行われていないことがうかがえることです。未裁決の事案についても、時間をかけて審理しているというよりは、ただ「放置」されているものが多くあると考えられます。また、公開審理では、審理時間の制限（再審査請求人および、その代理人意見陳述時間45分）が導入されて、十分な意見を述べる事ができないまま終了するような非民主的な運営がされることもよく経験するところです。

以上のような事態に鑑み、「働くもののいのちと健康を守る全国センター」は、以下の通り貴省に要請するものです。

- (1) 未処理事案が早急に裁決できる体制に改善すること
- (2) 再審査請求の事案は1年以内に裁決する原則を明確にすること
- (3) 公開審理のあり方など審査会の運営を民主化すること